

志摩市中小企業経営向上支援補助金公募要領

初 版：令和8年4月1日

1. 事業概要

志摩市小規模企業・中小企業振興基本条例に基づき、志摩市内の小規模企業及び中小企業の皆様が策定した経営計画に基づく生産性向上や販路開拓に向けた取組を支援します。

2. 補助対象者の要件

以下の要件をすべて満たす必要があります

- 市内に主たる事業所がある小規模企業・中小企業であること
- 市税を滞納していないこと

3. 補助対象事業の要件

本補助金を受けるには、以下の計画認定が必須です。

- 三重県版経営向上計画（ステップ2以上）の認定を受けていること。
- 上記計画に基づき、年度内に実施・完了する事業であること。

「志摩市三重県版経営向上計画実施支援補助金」を同一計画で受けている場合は対象外です。また、同一の事業内容で市から他の助成を受けている場合は、対象となりません。

4. 補助上限額・補助率

- 実施する事業によって補助率及び上限額が異なります

種別	補助率	上限額
生産性向上事業	補助対象経費の3分の1以内	20万円
商品開発・販路開拓事業	補助対象経費の2分の1以内	10万円

※算出した金額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てます。

※同一年度内の交付は、1事業者につき1回限りとします。

5. 補助対象経費

以下の「経費区分」に該当し、かつ「3つの条件」をすべて満たすものが対象です。

※実施する事業によって、対象経費の区分が異なります。

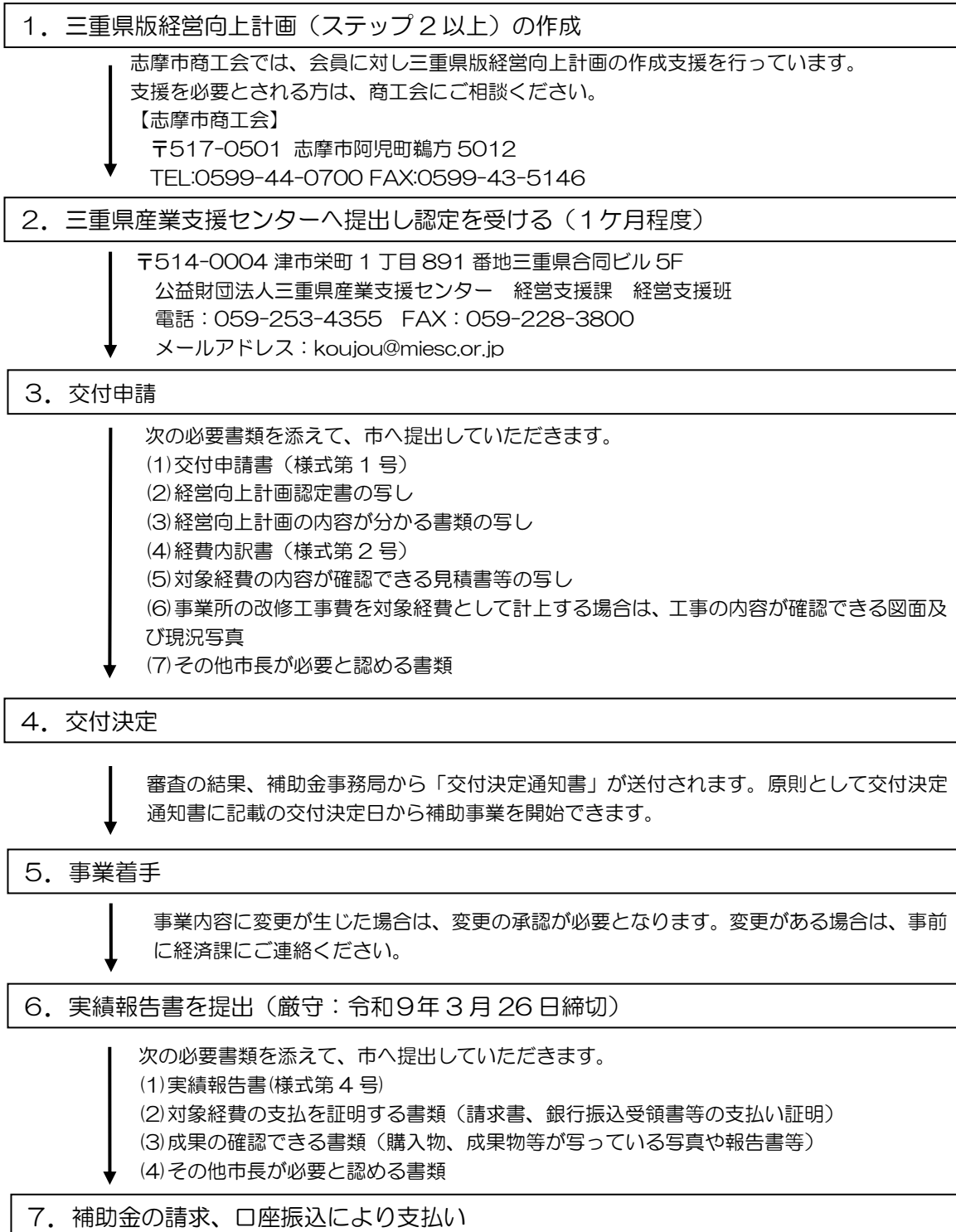
生産性向上事業
機械装置等購入費、機械装置等設置費、店舗等改修費

商品開発・販路開拓事業
備品等購入費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、借料

【対象となる3条件】

1. 使用目的が本事業に必要な不可欠と明確に特定できること。
2. 交付決定日以降に事業を開始し、事業期間中に支払いが完了したこと。
3. 証憑資料（領収書等）で金額が確認できること。

6. 補助事業の流れ



7. 申請書類のダウンロード方法

志摩市公式ホームページから各様式をダウンロードいただけます。

URL: <https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/sangyoshinkobu/shoko/chushokigyoshien/8816.html>

(「志摩市 中小企業経営向上支援補助金」で検索してください)

8. 提出先・お問い合わせ先

- 補助金全般および申請書類の提出先
志摩市 観光経済部 経済課
 - 住所：〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098-22 / メール：keizai@city.shima.lg.jp
 - 提出方法：郵送または電子メール
- 経営向上計画の作成支援（志摩市商工会員向け）
志摩市商工会
 - 住所：〒517-0501 志摩市阿児町鵜方 5012 / 電話：0599-44-0700
- 経営向上計画の認定・申請窓口
公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課
 - 住所：〒514-0004 津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県合同ビル 5F
 - 電話：059-253-4355

9. 重要な注意事項

- 消費税の扱い：申請にあたっては、以下に従って補助対象経費を算出してください。
 - 課税事業者（原則課税）：消費税相当額を減額して申請してください。
 - 免税事業者：消費税相当額を含めて申請いただけます。
 - 簡易課税事業者：消費税相当額を含めて申請いただけます。※申請時に税額が確定していない場合は、確定後に報告・返還が必要となる場合があります
- 書類の保管：事業に関わる関係書類は、事業完了日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければなりません。

【別紙】補助対象経費に関する詳細ガイド

<p>① 機械装置等購入費 補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費</p>	
<p>○ 通常の事業活動のための費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象外です。</p> <p>○ 単価30万円（税抜き）未満の機械装置等の購入に係る経費は補助対象外です。</p> <p>○ 中古品の購入は、下記の条件を満たした場合のみ、補助対象経費として認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2者以上の中古品販売事業者（個物営業法に定められている個物商許可を得て営業している者であって、個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含みます）による購入は不可）から同等品について見積（見積書、価格表等）の取得が必要です。 ▶ 修理費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により補助事業計画の取組への使用ができなかった場合には、補助対象外となります。 	
対象となる経費例	対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生向上や省スペース化のためのショーケース ・ 調理時間の短縮と生産性向上のためのスチームコンベクションオープン ・ 食材の保存期間延長による廃棄ロス削減と、事前調理（仕込み）によるピークタイムの業務平準化のための真空包装機（業務用） ・ フロント業務の省人化のための自動チェックイン機・自動精算機 ・ 検品精度の向上と検査人員の削減を目指すための異物混入検査装置 ・ 自動車等車両のうち「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するもの（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車等車両（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するものを除く） ・ 単なる取替え更新であって新たな販路開拓につながらない機械装置等 ・ 古い機械装置等の撤去・廃棄費用 ・ 船舶 ・ 有償で貸与することを目的とした機械装置等
<p>② 機械装置等設置費 補助事業の遂行に必要な機械装置等の設置に要する経費</p>	
<p>○ 本事業で購入していない機械装置等の設置は補助対象外です。</p> <p>○ 機械装置等の発送に係る費用は補助対象外です。</p>	

<p>③ 店舗等改修費</p> <p>本事業の遂行に必要な店舗等の改装・バリアフリー化工事等に要する経費</p>	
<p>○ 施工業者は市内に主たる事業所を有する事業者に限ります。</p> <p>○ 委託内容、金額等が詳細に明記された契約書等をもって契約し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。</p>	
対象となる経費例	対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗改装・バリアフリー化工事 ・ 利用客向けトイレの改装工事 ・ 製造・生産強化のためのガス・水道・排気工事 ・ 移動販売等を目的とした車の内装・改造工事 ・ 従業員の作業導線改善のための作業スペースの改装工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業で取り組む業務効率化（生産性向上）に結びつかない工事（単なる店舗移転を目的とした旧店舗・新店舗の解体・建設工事、住宅兼店舗の改装工事における住宅部分、既存の事業部門の廃止にともなう設備の解体工事など） ・ 「建物の増築・増床」や「小規模な建物（コンテナハウス等）の設置」など「不動産の取得」に係る費用

<p>④ 備品等購入費</p> <p>新商品開発や販路開拓のために必要な備品の購入に必要な経費</p>	
<p>○ 通常の事業活動のための費用、単なる取替え更新の備品の購入は補助対象外です。</p> <p>○ 単価10万円（税抜き）未満の物品は消耗品として扱いますので、当該物品の購入に係る経費は補助対象外です。</p> <p>○ 中古品は補助対象外です。</p>	
対象となる経費例	対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者・乳幼児連れ家族の集客力向上のための高齢者向け椅子・ベビーチェア ・ 新たなサービス提供のための製造・試作機械（特殊印刷プリンター、3Dプリンター含む） ・ 新商品開発のためのフードプロセッサー、食品乾燥機 ・ 販売促進のためのショーケース ・ 成分表示ラベルやバーコードを自社で大量発注するための業務用ラベルプリンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車・文房具等・パソコン・事務用プリンター ・ 複合機・タブレット端末・WEBカメラ・ウェアラブル端末・PC周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター、ヘッドセット・イヤホン等）・電話機・家庭用電気機械器具・その他汎用性が高く目的外使用になりえるもの ・ 古い機械装置等の撤去・廃棄費用 ・ 自動車や船舶などに後付けされる器具備品類（カーナビや無線機器、航海機器や安全装備等）

⑤ 広報費

パンフレット・ポスター・チラシ等を作成および広報媒体等を活用するために支払われる経費

- 補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は、補助対象外です。(例えば、販路開拓に繋がる商品・サービスの名称や宣伝文句が付記されていないもの)
- ウェブや動画に関する広報費用については、⑥ウェブサイト関連費にて計上してください。

対象となる経費例	対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ・カタログの外注や発送 ・ 新聞・雑誌等への商品・サービスの広告 ・ 看板作成・設置 ・ 試供品（販売用商品と明確に異なるものである場合のみ） ・ 販促品（商品・サービスの宣伝広告が掲載されている場合のみ） ・ 郵送によるDMの発送 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販促品（商品・サービスの宣伝広告の掲載がない場合） ・ 商品・サービスの宣伝広告を目的としない看板・会社案内パンフレットの作成・求人広告（単なる会社の営業活動に活用されるものとして対象外） ・ 金券、商品券

⑥ ウェブサイト関連費

販路開拓等を行うためのウェブサイトやECサイト、システム（オフライン含む）等の開発、構築、更新、改修、運用をするために要する経費

対象となる経費例	対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品販売のためのウェブサイト作成や更新 ・ インターネットを介したDMの発送 ・ インターネット広告、バナー広告の実施 ・ インターネットでのプレスリリース配信 ・ ECモールのシステム利用料、商品の登録作業費 ・ 電子パンフレット作成 ・ 効果や作業内容が明確なウェブサイトのSEO対策 ・ 商品・サービスの宣伝のための画像や販売のための動画作成 ・ 街頭ビジョンやデジタルサイネージ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品・サービスの宣伝広告を目的としない広告（単なる会社の営業活動に活用されるものとして対象外） ・ ウェブサイトに関連するコンサルティング、アドバイス費用 ・ 補助事業期間内に公開に至らなかった動画・ホームページ・ランディングページ ・ 有料配信する動画の制作費 ・ 有料の講座で使用する動画や電子教材の作成 ・ 電子書籍の出版に係る費用（新商品開発費でも対象外） ・ 販売を目的としたシステムやソフトウェア開発（新商品開発費でも対象外）

<p>広告への掲載</p>	<p>外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭および一般事務用ソフトウェア ・ 既に導入しているソフトウェアの更新料
---------------	--

<p>⑦ 展示会出展料 新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 展示会出展の出展料等に加えて、関連する運搬費（レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等は除く）・通訳料・翻訳料も補助対象となります。 ○ 海外展示会等の出展費用の計上にあたり外国語で記載の証拠書類等を実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する書類もあわせてご提出ください。 ○ 自社で開催するイベントの会場を借りるための費用は、⑧借料に該当します。 ○ 下記に該当する展示会等出展費は補助対象外です。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 請求書の発行日や出展料等の支払日が交付決定日より前となるもの（展示会等の出展について、出展申込みは交付決定前でも構いません。） ➤ 販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらないもの ➤ 補助事業期間外に開催される展示会等に係るもの ➤ 選考会、審査会（〇〇賞）等への参加・申込費用 ➤ 実績報告の際に提出する証拠書類の翻訳料 ➤ 文房具等の事務用品等の消耗品代 ➤ 飲食費を含んだ商談会参加費等

<p>⑧ 借料 補助事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主事業など補助事業以外にも使用するもの、通常の生産活動のために使用するものは補助対象外です。 ○ 事務所等に係る家賃は補助対象となりません。ただし、既存の事務所賃料ではなく、新たな販路開拓の取組の一環として新たに事務所等を賃借する場合は、対象となる場合があります。